

実績配当型合同運用指定金銭信託（利回りの賢人）に関する留意点

- ・預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- ・イオン銀行が募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務を含む）を行い、三菱 UFJ 信託銀行が受託者として資産の運用、管理を行います。
- ・元本および予定配当率を保証するものではありません。
- ・信託期間中の中途解約は原則としてできません。中途解約が認められた場合は、解約日までにお客さまに支払済みの配当金合計額が解約調整金としてかかります。
- ・信託金のお支払日の前営業日までに限り、お客さまは当該申込みの撤回を行うことができます。
- ・運用資産の裏付けとなる住宅ローン債権等の信用リスク、金利変動リスク、流動性リスク等により予定された収益が得られず元本割れが生じる場合があります。
- ・運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります、元本の償還が満期予定日から大幅にかい離する可能性があります。
- ・本商品の信託報酬は各計算期間における信託の収益の合計額から配当金の分配等を行った後の残余とします。ただし、満期日における信託報酬は配当金の分配等を行った後の合同運用財産に属する金銭の残余とします。マザーファンドの信託報酬は、信託元本に対して年率 0.01%～3.0%の範囲とし信託財産の運用成果に基づき計算します。その他、原則としてマザーファンドの決算日以降における配当金の分配等を行った後の合同運用財産に属する金銭の残額をマザーファンドの信託報酬とします。
- ・信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用を信託財産の中から支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため表示できません。
- ・お申込みの際には、イオン銀行ホームページまたは店舗に備え付けの商品説明書（契約締結前交付書面）を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

（2023 年 3 月 31 日現在）

受託者：三菱 UFJ 信託銀行株式会社

商号等：株式会社イオン銀行

登録金融機関 関東財務局長（登金）第 633 号

加入協会：日本証券業協会